

官報

号外
昭和四十六年十二月二十三日

第六十七回国会 衆議院会議録 第二十六号

昭和四十六年十二月二十三日(木曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

葉山親義君の故議員堀田政孝君に対する追悼演説

中央更生保護審査委員会任命につき同意を求め
るの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求め
るの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求
めるの件

社会保険審査委員会委員長及び同委員任命につ
き同意を求めめるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求め
るの件

公共企業体等労働委員会委員任命につき同意
を求めめるの件

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案(農林
水産委員長提出)

午後一時六分開議

○副議長(荒松清十郎君) これより会議を開きま
す。

○副議長(荒松清十郎君) 御報告いたすことがあ
ります。

議員堀田政孝君は、去る二十日逝去せられまし
た。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において昨二十二日
贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は議員正四位勲三等堀田政孝君の長逝を
哀悼しつつ弔詞をささげます

故議員堀田政孝君に対する追悼演説

○副議長(荒松清十郎君) この際、弔意を表する
ため、華山親義君から発言を求められておりま
す。これを許します。華山親義君。

〔華山親義君登壇〕

○華山親義君 たいだいま議長から御報告のありま
したとおり、本院議員堀田政孝君は、去る二十日

逝去されました。私どもは、君がかねて病気のた
め御静養中と承り、御回復の一日も早からんこと
を心から祈っていたのであります。しかるに、不
幸にも御本復を見るに至らなかつたことは、まこ
とに痛恨きわまりない次第であります。

ここに、私は、諸君の御同意を得て、議員一同
を代表し、つつしんで哀悼のことは申し述べた
いと存じます。(拍手)

堀田君は、大正六年、東京に生まれ、長じて東
京帝国大学法学部に学ばれ、昭和十五年、同校を
卒業するとともに内務省に入られました。しか
し、入省した翌年には召集を受け、三年余にわた
り軍務について南方を転戦した後除隊し、東京都
の事務官から、終戦を間近にした昭和二十年五
月、山形県に赴任されました。これが君と山形と
を結ぶ機縁となつたのであります。

戦後一たん退官の上、昭和二十六年、山形県総
務部長に迎えられて県政に当たり、戦後新たに発
足した地方自治の確立に努力されました。山形県
のごとき、財政に乏しく、県民の所得の低いこと
ろにおいて、地方の発展と民生の安定向上に精魂
を傾けられたことは、いまなお、県民の記憶に強
く残るところであります。

やがて、君は防衛庁に転ぜられ、広報課長、国
防会議参事官、教育局長などを歴任した後、人事
局長の要職につかれました。

その間、学究はだでありながら、かみしもがき
らしいな型破りの人として庁内の人気を一身に集
め、将来は防衛庁を背負う一人として大いに期待
されていたのであります。

しかしながら、多事多端な内外の情勢を静かに
見詰めて、深く思いをめぐらしてきた君は、みずか
ら政界に入つて国政に挺身しようとのやむにやま
れぬ決意から、何のちゅうちよもなく官途を去ら
れました。

そして、昭和四十二年一月、衆議院議員総選挙
が行なわれるや、「政界に新風を吹き込もう。新
しい情熱と姿勢で政治に取り組もう。」とのスロー
ガンを掲げて勇躍立候補し、健闘されましたが、
善戦もむなしく惜敗されたのであります。

この選挙戦のあとをかみしめながら選挙事務所
をあとにしたときの心境を、君は、御自身の著書
「ひとすじの道の中で」、「外はまだ雪が降ってい
た。道も家々の屋根も真白だった。この日から、
捲土重来を期する私の戦いが始まったのである。」
と述べておられます。いかに君が牢固たる決意を
もつて政界に臨まれたかがしのばれるのでありま
す。

そして、昭和四十四年の総選挙には、衆望をに
なつてみごと本院議員の栄冠をかちえられ、年来
の宿願を達成されました。(拍手)

君は、当選後、自由民主党に所属されました
が、本院にあつては、内閣委員また文教委員とし
て、その豊富な経験と知識をもつて終始熱心に国
政の審議に当たられました。

三月ほど前に、私と君とは、故郷の山形へ向かう

昭和四十六年十二月二十三日 衆議院會議録第二十六号

故議員堀田政孝君に対する追悼演説 中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めめるの件等六件 藪糸価格安

定法の一部を改正する法律案 五二〇

列車の中で隣合わせとなり、四時間ほどの間、そこはかとなくよまやまの話をしたのであります。その話の中で、私が外交畑の経験を持っていたからでしょうか、外交のことを聞かれました。特に、私が終戦直後北京において目撃したアメリカの指導による国共合作の経緯について興味を持たれたようでした。また、日本の政治経済の歩みの中で農業を中心とする地域が取り残されることは、政治のためであろうか、それとも避けがたい運命なのであろうかと、憂いをもたして話し合ったのであります。私は、この車中での会話を通じて、堀田君が国会議員として大きく成長するであろうことをかいま見た思いがしたのであります。

第六十五回国会には、病のため加療中の身でありながら、病院から登院して本会議や委員会に出席されたこととありますが、在職期間は二年一カ月という短いものであったとは申せ、精勵もって議員の職責を果たされた君の功績は、まことに大なるものがあつたのであります。(拍手)

思うに、堀田君は、時の流れを見分ける判断力の鋭さと、一たび決意するや、その目的に向かつて断固として所信を貫く毅然とした性格の持ち主でありました。それゆえに、君の人生は曲折に富み、幾多の苦難を余儀なくされたのであります。が、何ものをもおそれず、わが道を邁進する気概こそ、人間堀田政孝君の真骨頂であつたと申せましよう。(拍手)

また、その反面、人間としての誠実さとあたたかさにもあふれ、いつも新鮮で若々しさを備えておられました。そして、君の夢は、一人でも多くの若人を集めて、農村の未来像を描き、日本の将来を憂え、そこに結集されたエネルギーを、日本の、さらには世界の政治、経済の中に反映させることにありました。接する者だれしもが、まさに天馬の空を行くがごとき君の御活躍を願わずにはおられなかつたのであります。

しかるに、天は無情にもこの人にかすによわいをもつてせず、春秋に富む五十四歳の君を、卒然としてわれわれから奪い去つたのであります。忘れもいたしません。去る総選挙において、山形の師走の雪空のもとで選挙戦を争う中で、君は、病に倒れながらなお立ち上がつて奮闘されたのであります。このとき以来、君はついに健康を回復することができなかつたのであります。一身を顧みず、最後まで議員の責務を遂行し、職に殉じられたのであります。政治に心身を燃焼し尽くされた君の崇高な精神には、強く心を打たれざるを得ません。(拍手)

高邁な理想を抱きつづ、いよいよ政治家としてその本領を発揮せんとしていたやさきに、雄闘半ばにして倒れたことは、君の心情察するに余りあり、痛恨の情ひとしお深いものを覚えるものがあります。(拍手) 今日、内外の情勢を思うとき、君のごとき政治の使命感に徹した前途ある有為の政治家を失いま

したことは、国家のため、国民のため、まことに大きな損失であると申さなければなりません。ここに、つつしんで堀田君の生前の功績をたたえ、その人となりをしるのび、心から御冥福をお祈りいたしました。追悼のことばといたします。(拍手)

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めめるの件
公安審査委員会委員任命につき同意を求めめるの件
日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めめるの件
社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めめるの件
電波監理審査会委員任命につき同意を求めめるの件

公共企業体等労働委員会委員任命につき同意を求めめるの件
○副議長(荒松清十郎君) おはかりいたします。内閣から、中央更生保護審査会委員に古賀忠道君及び柳川真文君を、公安審査委員会委員に大野勝巳君を、日本銀行政策委員会委員に島本融君を、社会保険審査会委員長に川嶋三郎君を、同委員に竹下精紀君を、電波監理審査会委員に石川数雄君を、公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、中西實君、原田運治君及び峯

村光郎君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。まず、中央更生保護審査会委員の任命について申し出のとおり同意を与え、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。次に、公安審査委員会委員、日本銀行政策委員会委員、社会保険審査会委員長及び同委員、電波監理審査会委員及び公共企業体等労働委員会委員の任命について申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(荒松清十郎君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えるに決しました。

藪糸価格安定法の一部を改正する法律案(農林水産委員提出)
○藤波孝生君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、農林水産委員提出、藪糸価格安定法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(荒松清十郎君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十六年十二月二十三日

提出者

農林水産委員長 藤田 義光

繭糸価格安定法の一部を改正する法律

繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三を次のように改める。

第十二条の三 削除

第十二条の四中「生糸を含む」を「生糸及び第十二条の十の二第三項の規定により輸入した生糸を含む」に改める。

第十二条の七第二項中「生糸を含む」を「生糸及び第十二条の十の二第三項の規定による輸入によつて事業団が保有する生糸を含む」に改める。

第十二条の十の次に次の一条を加える。

(外国産生糸に対する措置)

第十二条の十の二 事業団が第十二条の四の規定により生糸を買い入れている場合において、外

国産生糸の輸入が増加したため国内における生

糸の需給が均衡を失し、当該買入れによつて

は、国内において製造された生糸の価格が第十

二条の五第六項の規定により告示された中間買

入価格を下ることを防止することが困難である

と認められるときは、政府は、生糸の輸入に関

し、当該事態を克服するため必要な措置を講じ

なければならない。

2 前項に規定する事態が生じた場合において

は、事業団、第十二条の四十一の二の規定によ

り事業団の委託を受けた者その他政令で定める

者以外の者は、政令で定める期間内は、生糸を

輸入してはならない。ただし、政令で定める特

別の事情がある場合においては、この限りでない。

3 事業団は、前項の政令で定める期間内におい

ては、農林大臣の承認を受けて、生糸を輸入す

ることができる。

第十二条の四十一第三項中「前二項」を「前三項」

に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中

「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項と

し、同条第一項の次に次の一項を加える。

次に次の一条を加える。

第十七条の二 第十二条の十の二第二項の規定に

違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下

の罰金に処する。

第十九条中「第十七条の下に」、第十七条の二

を加える。

第十九条の二第六号中「第三項」を「第四項」に改

める。

第十二条の四十一の次に次の一条を加える。

(業務の委託)

第十二条の四十一の二 事業団は、前条第二項の

生糸の輸入に関する業務の一部を輸入業者に委

託することができる。

第十二条の四十二第二項中「前条第一項から第

三項」を「第十二条の四十一第一項から第四項」に

改める。

第十五条第一号中「第二項若しくは第三項」を

「第三項若しくは第四項」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 農林大臣は、第十二条の十の二第三項

の承認をしようとするときは、通商産業大臣に

協議しなければならない。

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の

次に次の一条を加える。

第十七条の二 第十二条の十の二第二項の規定に

違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下

の罰金に処する。

第十九条中「第十七条の下に」、第十七条の二

を加える。

第十九条の二第六号中「第三項」を「第四項」に改

める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

諸般の事情にかんがみ、日本蚕糸事業団が行なう生糸の価格の中間安定のための措置を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長藤田義光君。

〔藤田義光君登壇〕

○藤田義光君 ただいま議題となりました農林水産委員長提出、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

昭和四十六年十二月二十三日 衆議院會議録第二十六号 繭糸價格安定法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長報告

わが国の蚕糸業は、これまで農業のみならず、国民経済の発展のため重要な役割りを果たしてまいりました。

近時、生糸の輸出が不振となりましたが、国内における需要の増大傾向を背景に、長期的見地からの繭及び生糸の生産増強策が推進され、特に最近においては、米の生産調整との関連において、重要な転換作目の一つとして繭の生産増強のための諸施策が講ぜられているのであります。

しかしながら、最近景気の停滞等に起因して需要が一時伸び悩み状況にあるところに加えて、外国産生糸の無秩序な輸入が行なわれ、このため国内における需給状況を悪化させ、繭糸價格安定法に基づき日本蚕糸事業団の中間安定のための買い入れ措置としてすでに約二万俵の買い入れが行なわれておるのでございますが、この買い入れ措置にもかかわらず糸価は依然として低迷を続け、繭生産も停滞におちいっているのであります。

このため、外国産生糸の輸入に対して適切にして効果的な調整措置を講じ、これを秩序あるものとするべきことが強く要請されているのであります。

そこで、この際、繭糸價格安定法を改正し、日本蚕糸事業団による買い入れ措置等によってもなお国内における生糸價格の低落を防止することができないような場合においては、外国産生糸の輸入を日本蚕糸事業団等による一元的輸入とするなど必要な措置を講ずることとし、ここに本案を提出した次第でございます。

以下、そのおもなる点について申し上げます。第一点は、外国産生糸の輸入増大により国内における生糸の需給がバランスを失し、日本蚕糸事業団による買い入れによっても国内生糸の價格が中間買い入れ價格を下ることを防止することが困難であると認められるときは、政府は、生糸の輸入に関し、このような事態を克服するため必要な措置を講じなければならないとしたことであり

第二点は、かかる事態が生じた場合には、このような事態を克服するため必要な期間として政令で定める期間内は、日本蚕糸事業団その他一定の者でなければ生糸の輸入をしてはならないとしたことであり、

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○副議長(荒船清十郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十三分散会

出席國務大臣

- 法務大臣 前尾繁三郎君
- 大蔵大臣 水田三喜男君
- 厚生大臣 斎藤 昇君
- 郵政大臣 廣瀬 正雄君
- 労働大臣 原 健三郎君
- 農林政務次官 伊藤宗一郎君

○朗読を省略した議長報告

(通知書受領)

一、昨二十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

一、昨二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

輸出保険法の一部を改正する法律

(要求書受領)

一、今二十三日、内閣から、中央更生保護審査委員会に古賀忠道君及び柳川真文君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、公安審査委員会委員に大野勝巳君を任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意

を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に島本融君を任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、社会保険審査会委員長に川嶋三郎君を、同委員に竹下精紀君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、電波監理審議会委員に石川敏雄君を任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十三日、内閣から、公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、中西實君、原田運治君及び峯村光郎君を任命したいので、公共企業体等労働関係法第二十条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

葉梨 信行君

神田 博君

華山 親義君

松平 忠久君

神田 博君

葉梨 信行君

松平 忠久君

華山 親義君

地方行政委員

辞任

補欠

林 百郎君

田代 文久君

田代 文久君

林 百郎君

外務委員

辞任

補欠

勝岡田清一君

中谷 鉄也君

堂森 芳夫君

横山 利秋君

中谷 鉄也君

勝岡田清一君

横山 利秋君

堂森 芳夫君

大蔵委員

辞任

補欠

津川 武一君

米原 昶君

米原 昶君

津川 武一君

農林水産委員

辞任

補欠

芳賀 貢君

中澤 茂一君

商工委員

辞任

補欠

神田 博君

奥田 敬和君

中谷 鉄也君

勝岡田清一君

松平 忠久君

田中 武夫君

横山 利秋君

堂森 芳夫君

米原 昶君

津川 武一君

奥田 敬和君

神田 博君

勝岡田清一君

中谷 鉄也君

田中 武夫君

松平 忠久君

堂森 芳夫君

横山 利秋君

津川 武一君

米原 昶君

運輸委員

辞任

補欠

田代 文久君

浦井 洋君

浦井 洋君

田代 文久君

建設委員

辞任

補欠

浦井 洋君

林 百郎君

林 百郎君

浦井 洋君

決算委員

辞任

補欠

中澤 茂一君

芳賀 貢君

議院運営委員

辞任

補欠

寺前 巖君

松本 善明君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

阿部 文男君

河本 敏夫君

笠岡 喬君

島村 一郎君

中山 利生君

千葉 三郎君

華山 親義君

八百板 正君

河本 敏夫君

阿部 文男君

島村 一郎君

笠岡 喬君

千葉 三郎君

中山 利生君

八百板 正君

華山 親義君

法務委員

辞任

補欠

河本 敏夫君

中村 拓道君

島村 一郎君

森 喜朗君

千葉 三郎君 佐藤 守良君

中村 梅吉君 中山 正暉君

中村庸一郎君 林 義郎君

永田 亮一君 古川 文吉君

松本 十郎君 宇田 國榮君

村上 勇君 羽田 孜君

山手 満男君 大村 襄治君

宇田 國榮君 松本 十郎君

大村 襄治君 山手 満男君

佐藤 守良君 千葉 三郎君

中村 拓道君 河本 敏夫君

中山 正暉君 中村 梅吉君

羽田 孜君 村上 勇君

林 義郎君 中村庸一郎君

古川 文吉君 永田 亮一君

森 喜朗君 島村 一郎君

大蔵委員

辞任

中嶋 英夫君

津川 武一君

石川 次夫君

補欠

石川 次夫君

小林 政子君

中嶋 英夫君

農林水産委員

辞任

小沢 辰男君

渡谷 直藏君

白濱 仁吉君

森下 元晴君

小林 政子君

中村 梅吉君

中村庸一郎君

村上 勇君

山手 満男君

補欠

中村 梅吉君

中村庸一郎君

村上 勇君

山手 満男君

津川 武一君

小沢 辰男君

渡谷 直藏君

白濱 仁吉君

森下 元晴君

商工委員

辞任

石川 次夫君

田中 武夫君

通信委員

辞任

亀岡 高夫君

八百板 正君

江藤 隆美君

久保 三郎君

補欠

江藤 隆美君

久保 三郎君

亀岡 高夫君

八百板 正君

議院運営委員

辞任

小此木彦三郎君

中尾 栄一君

和田 春生君

江藤 隆美君

山下 徳夫君

池田 禎治君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

貝沼 次郎君

二見 伸明君

科学技術振興対策特別委員

辞任

寺前 巖君

公害対策特別委員

辞任

米原 昶君

津川 武一君

補欠

山下 徳夫君

江藤 隆美君

池田 禎治君

中尾 栄一君

小此木彦三郎君

和田 春生君

交通安全対策特別委員

辞任

東中 光雄君

山原健二郎君

(議案提出)

一、今二十三日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

一、今二十三日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

一、今二十三日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

(議案通知書受領)

一、昨二十二日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

(議案通知書受領)

一、昨二十二日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

輸出保険法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米軍基地に働く労働者の思想・信条調査に関する質問主意書(寺前巖君提出)

昭和四十六年十二月二十三日 衆議院會議録第二十六号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二一(六代)

五一六